

清のひとこと——大島清

初詣に祈る!!



私は、50年ほど前から毎年必ず元日に一年の平穏無事を祈り、伊奈町の氷川神社に初詣に出かけます。今年も家族でお参りに行きましたが、例年にも増して参拝される皆さんが長く列をつくっており、祈願までには40分ほどかかりました。私は、伊奈町の安寧と町民の皆さんの一年の無病息災を祈願させていただきました。私が、今日まで大きな病気に罹らずに來られたのも、このお参りのお陰であると感謝しています。

多くの町民の皆さんに参拝していただける氷川神社には、もう一つのご利益があるといわれています。それは、子宝神社です。1591年、伊奈忠次と伊奈丸の内の屋敷に一緒に入った大河内久綱が、子宝に恵まれずにいたときに、氷川神社にお参りをしたところ、子どもが誕生した

といわれています。この子が大河内信綱で、後の島原の乱を鎮圧した、あの有名な知恵伊豆こと、松平伊豆守信綱（川越の松平家の養子となり改姓）であります。信綱が伊奈町生まれであることは、とても嬉しいですね。

また、小室小学校の校歌の中で、今でも信綱が歌われていることが素晴らしいことでもあると思います。

さて、今年は巳年です。巳年は成長や変革、再生や新たな挑戦などを象徴する年といわれ、巳年生まれの方は、とても粘り強く物事を成し遂げる能力に優れているといわれております。

町も来月から新年度になりますが、新たな事業に挑戦するとともに、粘り強く、柔軟かつしなやかに、そして力強くスピードをもって邁進してまいりますので、ご支援ご協力賜りますようお願いします。

ありがとうございました



伊奈町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）

昨年一年間に、伊奈町ふるさと応援寄附金として、日本全国からたくさんのご寄附をいただきましたので、使い道別の申込件数と寄附金額を報告します。

ご寄附をいただきました皆さまに、心より御礼申し上げます。いただいた寄附金は、ご寄附をされた方が希望する使い道に沿った事業に活用させていただきます。

使途	件数合計	寄附金額合計(円)
①健康で長生き！なまちづくり	195	5,980,000
②伊奈町は若い町！子育て世帯に優しいまちづくり	299	6,465,000
③子どもたちが安心して学習できるまちづくり	233	5,536,000
④バラで伊奈町をPR！バラのまちづくり	62	1,221,000
⑤伊奈備前守忠次公って知ってる？観光のまちづくり	43	781,000
⑥国際交流で誰にとっても住みやすい町！多様性のあるまちづくり	19	525,000
⑦新たな賑わいを創出する新庁舎	13	339,000
⑧町長におまかせ	374	7,331,000
総計	1,238	28,178,000

今後も皆さまに愛され誇れる町であり続けられるよう、子育て世帯とお年寄りに優しい「これからも安心して住み続けられる めくもりのあるまちづくり」を目指して、取り組んでまいります。

引き続き、ご支援くださいますよう、よろしくお願いします。

関 企画課内 2 2 1 6

♥伊奈町観光協会から、バラの苗15株をバラの町推進に役立ててほしいとご寄附がありました。いただいたバラは、町で大切に育ててまいります。

♥伊奈町企業防災連絡協議会から、令和6年能登半島地震による被災地の復興に役立ててほしいとご寄附がありました。いただいた寄附金は日本赤十字社を通じて、被災地の支援に充てられます。

♥上尾・伊奈地区更生保護女性会から、各小中学校に図書のご寄附がありました。児童生徒の読書活動に有効に活用させていただきます。

重度心身障がい者の外出を支援します

在宅の重度心身障がい者の外出や社会参加の機会を拡大するため、福祉タクシー利用券または自動車等燃料費助成金のいずれかを支給します。

※申請した月の分から対象となります。

※すでにどちらかの制度をご利用の場合でも、毎年度申請手続きが必要です。

☒ 町内在住で、障害者手帳の等級が次のいずれかに該当する方（施設入所者は対象外）

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳㊤・A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

申・☒ 4月1日(火)から、社会福祉課☒2122
窓口へ

●福祉タクシー利用券

初乗り運賃相当額を1月当たり3枚、年間最大36枚

☒ 各種手帳

●自動車等燃料費助成金

1月当たり1,000円、上限12,000円

☒ 各種手帳、通帳などの写し、車検証の写し（電子車検証の方は、自動車検査記録事項の写しも併せてお持ちください。）

子ども医療費受給者証を送付します

4月以降も引き続き、子ども医療費受給対象となる方に、新しい受給者証（うぐいす色）を3月下旬に送付します。

今回の受給者証から、有効期間が一律18歳に達する日以降の最初の年度末までになりました。

なお、現在お手元にある受給者証は、細かく裁断するなどご自身で処分をしてください。

☒ 保険医療課☒2174

児童手当の申請はお済みですか？

3月31日(月)必着

令和6年10月分（12月支払分）から児童手当制度が改正されました。

お手続きがお済みでない方はご提出ください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※公務員の方は職場で申請が必要です。

申・☒ 子育て支援課☒2127



パパ・ママカードが新しくなります

☒ 埼玉県子ども政策課☎830-3343

18歳までのお子さん、または妊娠中の方がいる家庭が利用できる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、3月31日(月)をもって有効期間が満了になります。

紙の優待カードをご利用の方

今後は便利なLINE版カードをご利用ください。

※スマートフォンを持っていないなどの事情で、紙の優待カードが必要な場合は、3月中旬から子育て支援課☒2127窓口で新しいカードを配布予定です。お子さんの年齢がわかる公的書類をお持ちください。



埼玉県LINE公式アカウント優待カードをご利用の方

更新手続き不要で、自動的に新しいカードに切り替わります。

最新の県内協賛店舗情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトをご覧ください。



就学援助の申請はお済みですか？

町では、経済的に就学が困難なご家庭に対し、学用品費の一部や給食費などの援助を行っています。



☒ 町内在住で、国公立小中学校に在籍しているお子さんがいるご家庭

申 在籍している町立小中学校

※町立以外の国公立小中学校に在籍の場合は、教育総務課へお問い合わせください。
※認定には所得などの審査があります。

☒ 教育総務課☒2522